

規約

(名称)

第1条 この会は、 という。

(事務所)

第2条 この会の事務所を海津市 に置く。

(目的)

第3条 この会は、 を目的とする。

(事業)

第4条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 事業
- (2) 事業
- (3) 事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 この会の会員は、この会の目的に賛同して入会し、この会の運営に参画する個人とする。

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

(会費)

第7条 会費は、年 円とする。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出があったとき。
- (2) 団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 会員が正当な理由なく会費を滞納し、かつ催告に応じないとき。

(退会)

第9条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この規約等に違反したとき。
- (2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 11 条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

(役員)

第 12 条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 人とする。
- (2) 副会長 人以上とする。
- (3) 会計 人以上とする。

(選任等)

第 13 条 役員は、総会において選任し、役員の任期は、 年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第 14 条 会長は、この会を代表し、その業務を監督する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、会の経理及び財産の管理を行う。

(総会)

第 15 条 総会は、会員をもって構成し、年 回会長が招集する。

(定足数)

第 16 条 総会は、会員総数の過半数によって成立する。

(議長)

第 17 条 総会の議長は、会長又は会長の指名を受けた者が行う。

(議決)

第 18 条 総会は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

(事業年度)

第 19 条 事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(委任)

第 20 条 この規約のほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、 年 月 日から施行する。